

## タクシー車両の 構造基準緩和について

このたび、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）等の一部が改正され、平成27年6月12日から、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車（以下「タクシー車両という。」）に関する追加的な構造基準が廃止されることになりました。

廃止されたタクシー車両に関する追加的な構造基準

- (1) 座席の寸法に関する基準
- (2) 通路の幅と高さに関する基準
- (3) 乗降口の大きさ、構造等に関する基準
- (4) 緩衝装置及び座席が旅客に与える振動、前方の座席との間隙等に関する基準

これにより今後は、自家用自動車をタクシー車両に変更する場合については、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第67条第3項に基づく構造等変更検査に該当しない場合がありますのでお知らせします。詳しくは、陸運事務所の窓口までお問い合わせください。